



ブロック塀等 耐震化支援事業のご案内

大地震に備えて!

—皆さんのブロック塀等の
耐震化を支援します—

R4年11月から
助成額を
拡大しました



写真提供 一般財団法人
消防防災科学センター

はじめに

地震による人的被害の多くは建築物の倒壊等により発生しています。平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による死傷者が出る被害があり、その危険性が改めて問題となりました。

あらかじめ地震に備え、ブロック塀等の日頃の安全点検や改修を行うことが、万一の地震の際に皆さんの生命・身体を守り、人的被害を軽減するために極めて重要です。

港区では、区内の道路に面したブロック塀等を対象に、ブロック塀等の所有者の皆さんが安全点検や改修を行えるように支援を行っています。このパンフレットでは、区が実施するブロック塀等の安全対策に対する支援制度についてご案内します。

ブロック塀等^{※1}に対する耐震化支援の流れ

①ブロック塀等の安全チェック

まずは自分で安全点検をしてみましょう。

- 塀の高さが地面から 2.2 m を超える
- 塀の厚さが 10cm 未満である（塀の高さが 2 m を超える場合は厚さが 15cm 未満である）
- 塀の高さが 1.2 m を超える場合、塀の長さ 3.4 m 以下ごとに、高さの 5 分の 1 以上の突出した控え壁がない
- コンクリートの基礎がない
- 傾き・ひび割れなどがある

↓ 点検の結果、危険な塀だと分かった場合や、
少しでも不安に感じたり、点検方法が分からない場合は②へ

②ブロック塀等耐震アドバイザー派遣 (P.2～3) 令和4年度新規

区内の道路に面したブロック塀等の所有者は、無料の専門家によるアドバイザー派遣を利用できます。安全化に向けた技術的な相談や、手続上の相談もできます。

↓ アドバイザーに危険と判断され、対応方法を検討したら③へ

③ブロック塀等除却・設置工事助成 (P.4～7)

・ブロック塀等除却工事助成

区内の道路に面し、安全性を確認できないブロック塀等の除却工事を実施する場合は、助成制度を利用できます。

・新規塀の設置工事助成

除却工事に伴い、新たにフェンス等の塀を設置する工事を実施する場合は、助成制度を利用できます。

※アドバイザー派遣を利用しない場合でも、個別の要件を満たす場合は助成制度を利用できます。

※1 ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀その他これらに類する塀で、地震発生時において、倒壊により人の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがあるものをいいます。

ブロック塀等耐震アドバイザー派遣（無料）

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を回避し、人的被害を防ぐため、区内にあるブロック塀等について、所有者の申請に応じて専門家が現地を訪れ、安全性を確認するための調査を行います。また、安全性が確認できないブロック塀等の除却及びそれに伴う新規塀の設置に関する相談に応じ、耐震化にむけた技術的な支援を行います。原則として、同一のブロック塀等に対して3回まで利用できます。

●対象となるブロック塀等

区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）に面するもの

●申請することができる方

個人	<ul style="list-style-type: none">・複数の方が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方・外国人の場合は、永住許可を受けている方又は特別永住者として永住できる資格を有する方・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない方
マンション管理組合	<ul style="list-style-type: none">・区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方
法人	<ul style="list-style-type: none">・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。・宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者でないこと。・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項各号の規定に該当しない方

●申請に必要な書類

1. ブロック塀等耐震アドバイザー派遣申請書（区様式）
2. 所有者であることが確認できる書類（固定資産税納税通知書（写し）、登記事項証明書（土地・建物）等）[申請者が個人の場合]
3. 登記事項証明書の写し [申請者が法人の場合]
4. 従業員の数が確認できる資料（法人事業概況説明書等）[申請者が法人の場合]
5. 派遣対象のブロック塀等の写真

その他、確認のために必要な書類等を求める場合があります。

●手続きの流れ



- ・申請の内容に変更が生じたときは、事前に建築課耐震化推進担当にお問合せの上、「ブロック塀等耐震アドバイザー派遣申請内容変更届」を提出してください。
- ・派遣決定通知を受けた後、諸事情により派遣の利用を取りやめるときは、「ブロック塀等耐震アドバイザー派遣利用取りやめ届」を提出してください。

ブロック塀等除却・設置工事助成

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を回避し、人的被害を防ぐため、区内の道路に面する安全性を確認できないブロック塀等の除却工事及び、それに伴う新規塀の設置工事を実施する場合、工事費用の一部を助成します。

なお、既に除却・設置工事の契約をしたもの、既に除却・設置工事を実施したもの、この制度又は細街路拡幅整備事業による助成を受けたことがあるものは申請できません。

●対象となるブロック塀等

1. 区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）沿いに設けられた安全性を確認できないブロック塀等であること。
2. 除却をしようとするブロック塀等の高さが前面道路の路面の中心から1.2mを超えること。
3. 設置工事においては、除却工事に伴い新たに設ける塀であって、建築基準法その他関連法規に適合するものであること。
4. 建築物の解体及び建築に伴う除却・設置工事でないこと。
5. 不動産の譲渡又は売買を目的とするために所有するブロック塀等に係る除却・設置工事でないこと。

●申請することができる方

除却・設置工事に係るブロック塀等が存する土地の権利者で、次のいずれかに該当する方

個人	<ul style="list-style-type: none">・複数の方が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方・外国人の場合は、永住許可を受けている方又は特別永住者として永住できる資格を有する方
マンション管理組合	<ul style="list-style-type: none">・区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方
中小企業者	<ul style="list-style-type: none">・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。・宅地建物取引業者又は不動産賃貸業等を営む方でないこと。

●港区ブロック塀等耐震アドバイザー派遣事業を利用し、耐震化が必要と判定されたブロック塀等^{※2}においては、上記の「対象となるブロック塀等」と「申請することができる方」の要件に関わらず申請することができます。

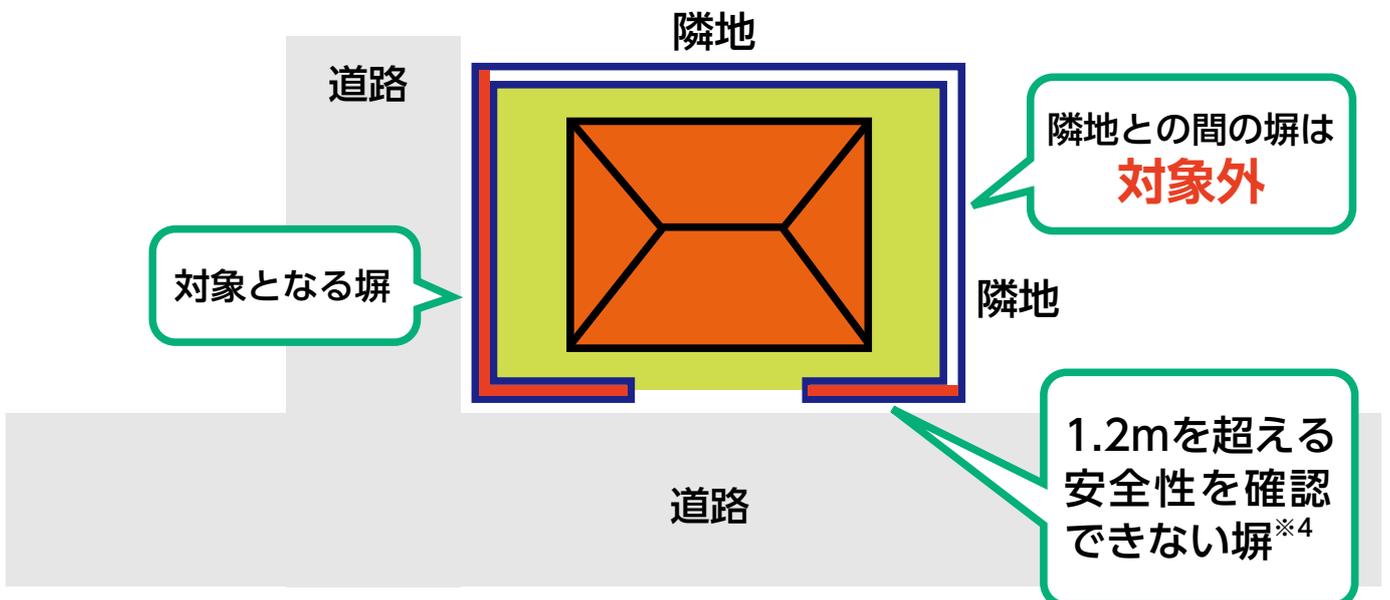
※2 耐震化が必要と判定されたブロック塀等とは、調査報告書の危険度ランクが「A」と判定されたものをいいます。

●助成内容

	①除却工事	②除却に伴う新規塀の設置工事
対 象	コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等	フェンス等
助 成 額	○港区ブロック塀等耐震アドバイザー派遣事業を利用した場合 ^{※3}	
	除却に要した費用の 全額 (助成限度額 150 万円)	設置工事に要した費用の $2 / 3$ (助成限度額 100 万円)
	○港区ブロック塀等耐震アドバイザー派遣事業を利用しなかった場合	
	6,000 円 / m 以内	1 万円 / m 以内 (除却したブロック塀等の長さが上限) 又は 設置工事に要した費用の $1 / 2$ の少ない方の額 (助成限度額 20 万円)

R4年11月から
助成額を拡大しました

- ・千円未満は切り捨てです。
- ・助成対象工事に要した費用には、消費税相当額は含みません。
- ・設置工事まで行う場合は、「①除却工事」と「②除却に伴う新規塀の設置工事」の合計額となります。
- ・※3はアドバイザー派遣事業を利用し、耐震化が必要と判定された場合が対象です。
- ・アドバイザー派遣事業を利用した場合の助成額は、**令和7年3月31日までに工事を完了するもの**が対象です。



※4 アドバイザー派遣事業を利用し、耐震化が必要と判定された場合を除く。

●申請に必要な書類

事前協議に提出が必要な書類

除却・設置工事を契約、実施する2週間前までに、次の各号に掲げる書類を提出し申請手続きをしてください。

共通

1. 港区ブロック塀等除却・設置工事助成に関する事前協議申請書（区様式）
2. 助成対象工事に係る土地・建物の登記事項証明書の写し
3. 除却工事の場合は計画図（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
設置工事の場合は設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
4. 建築基準法による確認済証の写し（設置工事で確認申請が必要となった場合）
5. 工事見積書の写し（内訳書を含む）
6. 既存のブロック塀等が分かる写真



<個人の場合>

1. 複数の方が共有する場合は、当該共有者全員の同意により管理者として選任された方であることを証明する書類の写し及び除却・設置工事の施工に関する同意書の写し
2. 世帯全員分の住民票の写し（続柄を記載。外国籍の方は、国籍、在留情報も記載）

<マンション管理組合の場合>

1. 区分所有者の集会の決議又は持分の合計が過半となる共有者の承諾により、管理者として選任された方であることを証明する書類の写し及び除却・設置工事が施工されることを証明する書類の写し

<中小企業者の場合>

1. 法人の登記事項証明書の写し
2. 常時使用する従業員の数を確認できる資料（法人事業概況説明書等）

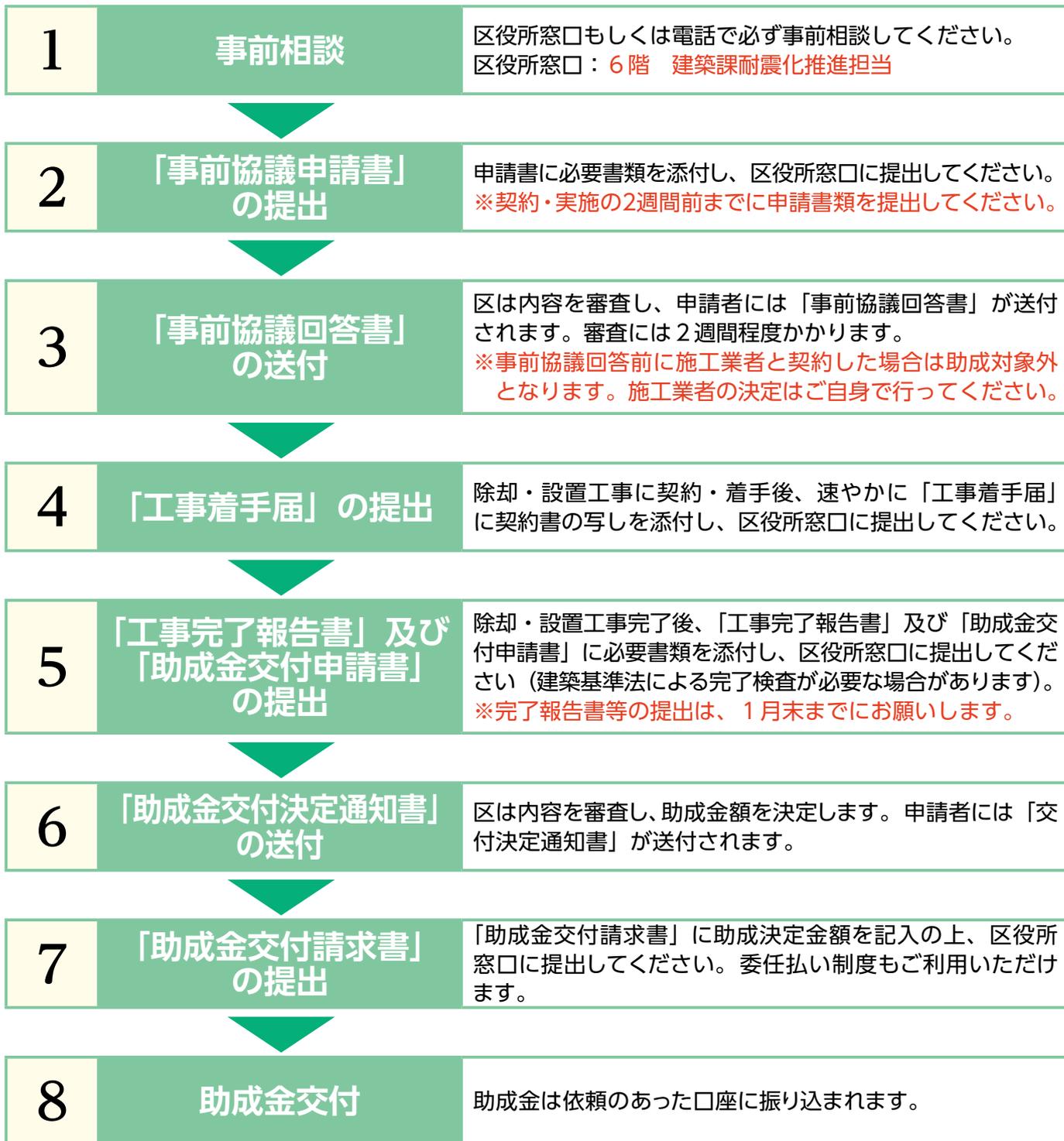
工事着手時に提出が必要な書類

1. 港区工事着手届（区様式）
2. 工事契約書の写し（内訳書を含む）

完了報告に提出が必要な書類

1. 港区工事完了報告書（区様式）
2. 港区ブロック塀等除却・設置工事助成金交付申請書（区様式）
3. 施工業者が発行した領収書の写し（内訳書を含む）
4. 施工業者が発行した請求書の写し（委任払いを利用する場合）
5. 工事施工写真
6. 竣工図面（計画図に変更があった場合）
7. 検査済証の写し（設置工事で確認申請が必要となった場合）

●手続きの流れ



- ・事前協議の内容に変更が生じたときは、事前に建築課耐震化推進担当にお問合せの上、「ブロック塀等除却・設置工事助成に関する事前協議変更申請書」を提出してください。
- ・回答書を受理した後、諸事情により当事業の利用を取りやめるときは、「ブロック塀等除却・設置工事取りやめ届」を提出してください。



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

このパンフレットについての問合せ先

港区街づくり支援部 建築課 耐震化推進担当

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 電話 03-3578-2844、2845